

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
上下水道 部	浄水課	R -8	指摘事 項	上下水道局の土地の使用に係る行政財産使用料の徴収に当たり、未納者に対して督促状を発行していなかったことから、適正な事務の執行を求める。 なお、上下水道局として、市外在住者など、盛岡市上下水道局収納取扱金融機関に出向くことが困難な納入義務者も、期限内に納付可能な環境整備に向けた検討を求める。	措置済	原因は、未納者に対する督促手続について、督促状の発付が必要であるという認識が不足していたことによるものである。未納者に対しては、定期監査後、速やかに納入を求めた結果、令和8年6月16日に納入済みであることを確認した。 今後は、納入通知書の送付後における未納者への対応を含めた事務処理手順をマニュアルとして整備し、課内で共有するとともに、進行管理及び確認を徹底することにより、適正な事務の執行及び再発防止に努める。 また、これまで納入通知書には県内の収納取扱金融機関のみを記載していたため、市外在住者にとって納付可能な金融機関が分かりにくい状況であったことから、県外を含む利用可能なすべての収納取扱金融機関を納入通知書に明示し、納付方法の周知を図ることとする。 なお、納入義務者が金融機関に出向くことなく納付する方法としては、キャッシュレス決済やインターネットバンキングなどが考えられるが、導入にはシステム改修や運用経費等の課題があることから、費用対効果を勘案しながら、新たな納付方法について検討を進める。
市立病院	総務課	R -8	指摘事 項	市立病院の施設及び駐車場の使用に係る行政財産使用料の徴収に当たり、基本使用額等に加算すべき消費税の算定に誤りがある事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、行政財産使用料の算定に係る消費税の取扱いについて認識が不足していたことによるものである。行政財産使用料算定事務における正しい消費税の取扱いについて、条例及び通知等の内容を係内で確認し、課内にも周知した。 今後は、行政財産使用料算定の際は、使用料算定チェックシートを活用することで再発防止に努める。

(別紙)

(定期監査) の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市立病院	医事課	R -8	指摘事 項	医業未収金回収業務委託の委託料算出に当たり、契約書の記載と異なる方法で計算した報告書を受領及び完了確認を行い、委託料を過少に支出している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、実績報告書の完了確認の際、契約書に定められた委託料の算出基準との照合が不十分であったためである。 契約先に対し、契約書に準じた算定方法に改めるよう指示した。また、過少支出となっていた差額分については、契約先へ令和8年8月31日に追加支出済みである。 今後は、完了確認時に契約書の算定基準の確認を徹底し、適正な事務執行に努める。
市立病院	医事課	R -8	指摘事 項	臨床検査業務委託(総合検査)(単価契約)において、一部項目の見積単価が予定価格の単価を上回っているにも関わらず、見積単価で契約を締結していたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、単価契約における見積審査の際、各検査項目の単価確認が不十分であったことによるものである。 予定価格と見積額を検査項目ごとに比較できる一覧表を新たに作成し、各項目の単価を確認する事務手順に改めた。 今後は、契約締結前に各項目の単価を予定価格と照合し、確認漏れが生じないよう複数の職員での確認を徹底し、再発防止に努める。
市立病院	医事課	R -8	指摘事 項	ポケット線量計校正業務委託において、予定価格決定書を税込金額と税抜金額が整合しない金額で作成し、予定価格を決定していたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、予定価格決定書作成時における確認不足によるものである。 予定価格決定書の作成手順を見直し、税込価格、税抜価格の整合性の確認を追加することとした。 今後、確認漏れが生じないよう、複数の職員での確認を徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市立病院	医事課	R -8	指摘事 項	医師意見書作成料の請求に当たり、「新規・在宅」の区分(5,000円)で請求すべきところを、「新規・施設」の区分(4,000円)により請求している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、請求額を管理するエクセルファイルへの入力誤りと請求区分の確認が不十分であったことによるものである。 未請求の差額分については令和8年8月に追加請求を行った。 今までは「障害支援区分の認定に係る医師意見書」や障がい福祉課からの依頼文書を基に、エクセルファイルの内容と突合し、入力内容に誤りがないか確認していたが、これに加え電子カルテの入退院履歴も併せて確認するよう運用を改めた。 今後は、請求区分及び請求額について関係書類との照合を徹底するとともに、正副担当をはじめ複数の職員で確認を徹底することで再発防止に努める。